

「建設業法令遵守ガイドラインの改正案」及び「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの改正案」に関するパブリックコメントの募集について

令和 7 年 12 月 10 日
国 土 交 通 省
不動産・建設経済局建設業課

国土交通省では、別紙のとおり「建設業法令遵守ガイドライン」及び「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を改正することを予定しております。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を募集いたします。頂いたご意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

＜意見募集要領＞

1. 意見募集対象

- 「建設業法令遵守ガイドライン」の改正案（別紙 1）
- 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」の改正案（別紙 2）

2. 意見募集期限

令和 7 年 12 月 17 日（水）（必着）

3. 意見送付要領

別添の意見提出様式に日本語にてご記入の上、次のいずれかの方法にて送付願います。

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合
意見提出フォームに必要事項を記載し提出してください。
- (2) 電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）
電子メールアドレス：hqt-kensetsugyouka@ki.mlit.go.jp
国土交通省不動産・建設経済局建設業課 パブリックコメント担当 宛
- (3) 郵送の場合
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省不動産・建設経済局建設業課 パブリックコメント担当 宛

- ※ 件名に「建設業法令遵守ガイドラインの改正案及び発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの改正案に関する意見」と明記してください。
- ※ ご意見を正確に把握する必要があるため、電話等によるご意見はご遠慮願います。
- ※ 頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりません。
- ※ 頂いたご意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おきください。（匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

【お問い合わせ先】国土交通省(03-5253-8111)

不動産・建設経済局建設業課(内線 24756)